

令和5年度高槻市特別会計予算書

令和5年3月1日提出

令和5年 月 日議決

目 次

	頁
1. 令和5年度高槻市国民健康保険特別会計予算	1
2. 令和5年度高槻市介護保険特別会計予算	9
3. 令和5年度高槻市後期高齢者医療特別会計予算	17
4. 令和5年度高槻市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	23
5. 令和5年度高槻市財産区会計予算	29
6. 令和5年度高槻市下水道等事業会計予算	41
7. 令和5年度高槻市自動車運送事業会計予算	47
8. 令和5年度高槻市水道事業会計予算	53

令和5年度高槻市国民健康保険特別会計予算

議案第 32 号

令和 5 年度高槻市国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度高槻市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 36,855,045 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 3 月 1 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		7,400,513
	1 国民健康保険料	7,400,513
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 国庫支出金		965
	1 国庫補助金	965
5 府支出金		26,079,354
	1 府補助金	26,079,354
6 繰入金		3,299,125
	1 一般会計繰入金	3,299,125
7 諸収入		75,085
	1 延滞金及び過料	3
	2 雑入	75,082
歳入	合計	36,855,045

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		523,600
	1 総務管理費	522,828
	2 運営協議会費	772
2 保険給付費		25,719,757
	1 療養諸費	22,251,729
	2 高額療養費	3,270,939
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	95,541
	5 葬祭諸費	23,750
	6 精神・結核医療給付費	74,288
	7 傷病手当金	3,500
3 共同事業拠出金		23
	1 共同事業拠出金	23
4 保健事業費		384,885
	1 特定健康診査等事業費	280,286
	2 保健事業費	104,599
5 国民健康保険事業費納付金		10,161,979

(単位：千円)

款	項	金額
	1 医療給付費分	7, 190, 716
	2 後期高齢者支援金等分	2, 212, 223
	3 介護納付金分	759, 040
6 公債費		100
	1 公債費	100
7 諸支出金		34, 701
	1 償還金及び還付加算金	34, 700
	2 延滞金	1
8 予備費		30, 000
	1 予備費	30, 000
歳	出	合
		計
		36, 855, 045

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務	令和 5年度から 令和 6年度まで	46,000千円

令和5年度高槻市介護保険特別会計予算

議案第 33 号

令和 5 年度高槻市介護保険特別会計予算

令和 5 年度高槻市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 33,304,015 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 3 月 1 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料		6,373,471
	1 介護保険料	6,373,471
2 国庫支出金		7,701,360
	1 国庫負担金	5,458,066
	2 国庫補助金	2,243,294
3 支払基金交付金		8,734,004
	1 支払基金交付金	8,734,004
4 府支出金		4,508,441
	1 府負担金	4,130,261
	2 府補助金	378,180
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 寄附金		1
	1 寄附金	1
7 繰入金		5,986,249
	1 一般会計繰入金	5,169,484
	2 基金繰入金	816,765

(単位：千円)

款	項	金額
8 諸収入		488
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 雑入	486
歳	入 合 計	33,304,015

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		703,150
	1 総務管理費	356,877
	2 徴収費	35,366
	3 介護認定事務事業費	308,207
	4 趣旨普及費	2,700
2 保険給付費		29,502,552
	1 介護サービス等諸費	26,690,533
	2 介護予防サービス等諸費	1,301,067
	3 特定入所者介護サービス費	426,483
	4 高額介護サービス等諸費	1,057,055
	5 その他諸費	27,414
3 地域支援事業費		2,954,353
	1 介護予防事業費	68,414
	2 包括的支援事業費	36,542
	3 任意事業費	96,500
	4 介護予防・生活支援サービス事業費	2,743,919
	5 その他諸費	8,978

(単位：千円)

款	項	金額	
4 基金積立金		19,007	
	1 基金積立金	19,007	
5 諸支出金		121,953	
	1 償還金及び還付加算金	8,243	
	2 繰出金	113,710	
6 予備費		3,000	
	1 予備費	3,000	
歳	出	合計	33,304,015

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務	令和 5年度から 令和 6年度まで	12,000千円

令和5年度高槻市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 34 号

令和 5 年度高槻市後期高齢者医療特別会計予算

令和 5 年度高槻市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,132,059 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 3 月 1 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		5,872,600
	1 後期高齢者医療保険料	5,872,600
2 繰入金		1,259,453
	1 一般会計繰入金	1,259,453
3 諸収入		6
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2
	3 雑入	2
歳入	合計	7,132,059

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		132,644
	1 総務管理費	113,594
	2 徴収費	19,050
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6,991,915
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,991,915
3 諸支出金		6,500
	1 償還金及び還付加算金	6,500
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		7,132,059

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料納入通知書等印刷 及び封入封緘業務	令和 5年度から 令和 6年度まで	9,000千円

令和5年度高槻市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

議案第 35 号

令和 5 年度高槻市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和 5 年度高槻市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 199,229 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 3 月 1 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,966
	1 一般会計繰入金	1,966
2 繰越金		145,889
	1 繰越金	145,889
3 諸収入		51,374
	1 貸付金元利収入	51,373
	2 雑入	1
歳入	合計	199,229

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		28,796
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	28,796
2 公債費		25,458
	1 公債費	25,458
3 諸支出金		12,801
	1 諸費	12,801
4 予備費		132,174
	1 予備費	132,174
歳 出	合 計	199,229

令和5年度高槻市財産区会計予算

議案第 36 号

令和 5 年度高槻市財産区会計予算

令和 5 年度高槻市の財産区会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,577,051 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 3 月 1 日提出

高槻市長 濱 田 岡 史

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 富田町財産区収入		883,154
	1 富田町財産区収入	883,154
2 大字原財産区収入		9,100
	1 大字原財産区収入	9,100
3 大字塚原財産区収入		512
	1 大字塚原財産区収入	512
4 大字唐崎財産区収入		26,738
	1 大字唐崎財産区収入	26,738
5 大字赤大路財産区収入		6,276
	1 大字赤大路財産区収入	6,276
6 大字氷室財産区収入		481,385
	1 大字氷室財産区収入	481,385
7 大字真上財産区収入		114,465
	1 大字真上財産区収入	114,465
8 大字辻子財産区収入		5,989
	1 大字辻子財産区収入	5,989
9 大字下財産区収入		4,972

(単位：千円)

款	項	金額
	1 大字下財産区収入	4,972
10 大字安満財産区収入		576,917
	1 大字安満財産区収入	576,917
11 大字成合財産区収入		12,189
	1 大字成合財産区収入	12,189
12 大字庄所財産区収入		21,335
	1 大字庄所財産区収入	21,335
13 大字津之江財産区収入		578
	1 大字津之江財産区収入	578
14 大字奈佐原財産区収入		107,921
	1 大字奈佐原財産区収入	107,921
15 大字前島財産区収入		38,555
	1 大字前島財産区収入	38,555
16 大字土橋財産区収入		6,965
	1 大字土橋財産区収入	6,965
17 大字野中財産区収入		6,754
	1 大字野中財産区収入	6,754

(単位：千円)

款	項	金額
18 大字中小路財産区収入		5,708
	1 大字中小路財産区収入	5,708
19 大字服部財産区収入		5,361
	1 大字服部財産区収入	5,361
20 大字土室財産区収入		134,503
	1 大字土室財産区収入	134,503
21 大字別所財産区収入		2,453
	1 大字別所財産区収入	2,453
22 大字萩谷財産区収入		312,197
	1 大字萩谷財産区収入	312,197
23 大字井尻財産区収入		8,250
	1 大字井尻財産区収入	8,250
24 大字鶴殿財産区収入		29,578
	1 大字鶴殿財産区収入	29,578
25 大字上牧財産区収入		21,303
	1 大字上牧財産区収入	21,303
26 大字梶原財産区収入		74,052

(単位：千円)

款	項	金額
	1 大字梶原財産区収入	74,052
27 大字神内財産区収入		4,011
	1 大字神内財産区収入	4,011
28 大字萩之庄財産区収入		28,298
	1 大字萩之庄財産区収入	28,298
29 大字西五百住財産区収入		238,573
	1 大字西五百住財産区収入	238,573
30 大字岡本財産区収入		160,698
	1 大字岡本財産区収入	160,698
31 大字東天川財産区収入		7,048
	1 大字東天川財産区収入	7,048
32 大字宮田財産区収入		169,942
	1 大字宮田財産区収入	169,942
33 大字野田財産区収入		35,682
	1 大字野田財産区収入	35,682
34 大字高槻財産区収入		2,600
	1 大字高槻財産区収入	2,600

(単位：千円)

款	項	金 額
35 大字靈仙寺財産区収入		3, 0 0 6
	1 大字靈仙寺財産区収入	3, 0 0 6
36 大字西面財産区収入		1, 9 7 8
	1 大字西面財産区収入	1, 9 7 8
37 大字芝生財産区収入		5 8, 5 3 9
	1 大字芝生財産区収入	5 8, 5 3 9
38 大字郡家財産区収入		5 6 0, 2 7 9
	1 大字郡家財産区収入	5 6 0, 2 7 9
39 大字東五百住財産区収入		4 0 6, 2 0 3
	1 大字東五百住財産区収入	4 0 6, 2 0 3
40 大字古曾部財産区収入		2, 9 8 4
	1 大字古曾部財産区収入	2, 9 8 4
歳 入	合 計	4, 5 7 7, 0 5 1

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 富田町財産区支出		21,123
	1 富田町財産区支出	21,123
2 大字唐崎財産区支出		4,127
	1 大字唐崎財産区支出	4,127
3 大字赤大路財産区支出		310
	1 大字赤大路財産区支出	310
4 大字氷室財産区支出		16,025
	1 大字氷室財産区支出	16,025
5 大字真上財産区支出		2,670
	1 大字真上財産区支出	2,670
6 大字辻子財産区支出		918
	1 大字辻子財産区支出	918
7 大字安満財産区支出		36,453
	1 大字安満財産区支出	36,453
8 大字成合財産区支出		1,300
	1 大字成合財産区支出	1,300
9 大字庄所財産区支出		1,865

(単位：千円)

款	項	金額
	1 大字庄所財産区支出	1,865
10 大字奈佐原財産区支出		5,418
	1 大字奈佐原財産区支出	5,418
11 大字前島財産区支出		2,021
	1 大字前島財産区支出	2,021
12 大字土橋財産区支出		114
	1 大字土橋財産区支出	114
13 大字野中財産区支出		670
	1 大字野中財産区支出	670
14 大字中小路財産区支出		280
	1 大字中小路財産区支出	280
15 大字服部財産区支出		1,700
	1 大字服部財産区支出	1,700
16 大字土室財産区支出		7,177
	1 大字土室財産区支出	7,177
17 大字萩谷財産区支出		10,072
	1 大字萩谷財産区支出	10,072

(単位：千円)

款	項	金額
18 大字井尻財産区支出		70
	1 大字井尻財産区支出	70
19 大字鶴殿財産区支出		1,366
	1 大字鶴殿財産区支出	1,366
20 大字上牧財産区支出		335
	1 大字上牧財産区支出	335
21 大字梶原財産区支出		346
	1 大字梶原財産区支出	346
22 大字神内財産区支出		700
	1 大字神内財産区支出	700
23 大字萩之庄財産区支出		102
	1 大字萩之庄財産区支出	102
24 大字西五百住財産区支出		3,483
	1 大字西五百住財産区支出	3,483
25 大字岡本財産区支出		3,696
	1 大字岡本財産区支出	3,696
26 大字東天川財産区支出		1,200

(単位：千円)

款	項	金額
	1 大字東天川財産区支出	1, 200
27 大字宮田財産区支出		3, 766
	1 大字宮田財産区支出	3, 766
28 大字野田財産区支出		2, 098
	1 大字野田財産区支出	2, 098
29 大字高槻財産区支出		110
	1 大字高槻財産区支出	110
30 大字芝生財産区支出		14, 210
	1 大字芝生財産区支出	14, 210
31 大字郡家財産区支出		10, 190
	1 大字郡家財産区支出	10, 190
32 大字東五百住財産区支出		4, 265
	1 大字東五百住財産区支出	4, 265
33 予備費		4, 418, 871
	1 予備費	4, 418, 871
歳	出 合 計	4, 577, 051

令和5年度高槻市下水道等事業会計予算

令和 5 年度高槻市下水道等事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度高槻市下水道等事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	347,900 人
(2) 処理区域面積	3,277 ha
(3) 主要な建設改良事業 下水道建設事業	1,503,372 千円

雨水取口整備
管渠・施設等の改築、更新
災害用マンホールトイレ整備

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款	下水道等事業収益	9,167,468 千円
第 1 項	営業収益	6,254,278 千円
第 2 項	営業外収益	2,913,190 千円
支		出
第 1 款	下水道等事業費用	9,096,733 千円
第 1 項	営業費用	8,336,846 千円
第 2 項	営業外費用	735,887 千円
第 3 項	特別損失	4,000 千円
第 4 項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,226,087千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 73,789千円、過年度分損益勘定留保資金 102,067千円、当年度分損益勘定留保資金 2,720,231千円、減債積立金 250,000千円、当年度利益剰余金処分量 80,000千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		1,326,910 千円
第1項	企業債		906,300 千円
第2項	補助金		179,500 千円
第3項	他会計補助金		238,383 千円
第4項	負担金		2,727 千円
		支	出
第1款	資本的支出		4,552,997 千円
第1項	建設改良費		1,503,372 千円
第2項	投資		300 千円
第3項	企業債償還金		3,049,325 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 524,600	普通貸借	年 %以内 6.0	1 借入先 政府、大阪府、地方公共団体金融機構、銀行 又はその他 2 償還期限 40年以内 3 据置期間 5年以内
流域下水道事業	381,700	又は 証券発行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	4 償還方法 年賦元利均等、半年賦元利均等、半年賦元金均等又は借入先の融資条件による 5 その他 必要に応じて繰上償還することができる

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

340,555 千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、238,383千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金 80,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金

令和 5 年 3 月 1 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

令和5年度高槻市自動車運送事業会計予算

令和 5 年度高槻市自動車運送事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度高槻市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 在籍車両数	166 両
(2) 年間総走行キロメートル	4,938,166 km
(3) 年間総輸送人員	16,756,205 人
(4) 1 日平均輸送人員	45,782 人
(5) 主要な建設改良事業 事業費	488,494 千円
車両更新、ドライブレコーダー等更新 他	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款	自動車運送事業収益	3,680,034 千円
第 1 項	営業収益	3,237,950 千円
第 2 項	営業外収益	442,084 千円

支		出
第 1 款	自動車運送事業費用	3,678,784 千円
第 1 項	営業費用	3,549,955 千円
第 2 項	営業外費用	113,500 千円
第 3 項	特別損失	10,329 千円
第 4 項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 887,394 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 44,245 千円、過年度分損益勘定留保資金 843,149 千円で補てんするものとする。）。

収		入
第 1 款	資本的収入	1,100 千円
第 1 項	固定資産売却代金	1,100 千円

支		出
第 1 款	資本的支出	888,494 千円
第 1 項	建設改良費	488,494 千円
第 2 項	投資	400,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
車両更新	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	289,897 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用 (消費税及び地方消費税、雑支出、固定資産売却損)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,454,047千円

(他会計からの補助金)

第9条 生活交通路線維持事業等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、392,532千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、289,217千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
工具、器具及び備品	ドライブレコーダー及び運輸日報機器	一式

令和 5 年 3 月 1 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

令和5年度高槻市水道事業会計予算

令和 5 年度高槻市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度高槻市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	167,772 戸	
(2) 年 間 総 給 水 量	36,100,000 m ³	
(3) 1 日 平 均 給 水 量	98,634 m ³	
(4) 主要な建設改良事業 水道施設等整備費	2,959,000 千円	
	配水施設関係	配水管布設延長 2,386 m (令和 4 年度からの継続工事含む。)
		大冠浄水場非常用発電機棟新築工事及び電気機械設備工事
		水道部庁舎耐震改修その他工事
		大冠浄水場導水管及び配水管布設工事
		大冠浄水場浄水処理工程更新に伴う発注支援業務委託

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	水道事業	収益	6,593,081 千円
第 1 項	営業	収益	5,846,702 千円
第 2 項	営業外	収益	746,033 千円
第 3 項	特別	利益	346 千円
		支	出
第 1 款	水道事業	費用	6,193,166 千円
第 1 項	営業	費用	5,995,276 千円
第 2 項	営業外	費用	152,705 千円
第 3 項	特別	損失	5,185 千円
第 4 項	予備	費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,968,048千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 133,150千円、建設改良積立金2,677,235千円、当年度分損益勘定留保資金 1,157,663千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		590,331 千円
第1項	負担金		85,195 千円
第2項	国庫支出金		5,136 千円
第3項	投資		500,000 千円
		支	出
第1款	資本的支出		4,558,379 千円
第1項	建設改良費		4,454,701 千円
第2項	企業債償還金		103,296 千円
第3項	国庫支出金返還金		382 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用（企業債利息、消費税及び地方消費税又は過年度損益修正損）
- (2) 建設改良費、企業債償還金及び国庫支出金返還金の間の流用（企業債償還金又は国庫補助金返還金）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 915,507 千円 |
| (2) 交際費 | 50 千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 統合前簡易水道企業債元利償還金等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、35,783千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、79,102千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
材料	メーター用逆止弁	一式
工具・器具及び備品	誘導プラズマ質量分析装置	一式

令和5年3月1日提出

高槻市長 濱田 剛史



古紙配合率70%再生紙を使用しています